

液化石油ガス設備工事届書

年 月 日

市町村長 殿
消防組合管理者

住所又は所在地

氏名又は名称及び
法人にあってはそ
の代表者の氏名

印

電 話 () -

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第38条の3の規定により、次のとおり届け出ます。

当該設備の設置してある建物等の名称					
当該設備の設置してある建物等の所在地					
当該設備の使用目的		供給形態	集団(戸)単独	消費形態	家庭用業務用
貯蔵設備の貯蔵能力	kg		容器 ・バルク容器 ・バルク貯槽	kg ×	本
工事の内容	新設	変更	・供給管の延長を伴う工事 ・貯蔵設備の位置の変更を伴う工事 ・貯蔵能力の増加を伴う工事 ・その他()		
工事の詳細及び検査結果等	明細書のとおり				

※「使用目的」「貯蔵能力」「工事の内容」については、該当するものに○をすること

備考

- この届出は、規則第86条に定める施設又は建築物に係る供給設備であって、**貯蔵能力が500kg越～3,000kg未満(バルク貯槽の場合500kg越～1,000kg未満)**となる設備を対象とする。
- 関係書類は、工事を行った者が4部作成し、1部を島根県内にあっては建物等の所在地を管轄する消防本部、1部を液化石油ガス供給業者、1部を当該設備の所有者等(消費者)に提出し、1部を控えとして保存する。
- 添付書類 :
 - 液化石油ガス設備工事届明細書
 - 付近の見取図、配管図、容器置場(構造等)の図面
 - 集合装置、調整器及び気化装置のメーカー成績書(写)
 - 低圧部の気密試験結果のチャート紙(写)
 - 写真(埋設管・障壁構造等、事後確認が困難な部位に限る)